

## 指定介護老人福祉施設皆楽園重要事項説明書（短期入所生活介護）

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
（和歌山県指定 第3071200483号）

当事業所はご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

- 1 事業所経営法人
- 2 ご利用事業所
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）
- 7 苦情の受付について
- 8 事故発生時の対応
- 9 非常災害時の対応
- 10 身体拘束禁止について

### 1 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人皆楽園
- (2) 法人所在地 和歌山県岩出市西国分668
- (3) 電話番号 0736-63-0250
- (4) 代表者氏名 理事長 榎本 茂樹
- (5) 設立年月日 昭和56年7月13日

### 2 ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所  
(和歌山県第3071200483号)  
※当事業所は特別養護老人ホーム皆楽園に併設されています。

#### (2) 事業所の目的

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能及び精神的負担の軽減を図る。

- (3) 事業所の名称 指定介護老人福祉施設皆楽園
- (4) 事業所の所在地 和歌山県岩出市西国分668
- (5) 電話番号 0736-63-0250
- (6) 事業所長 榎本 あゆみ
- (7) 当事業所の運営方針

私達は、一人ひとりの人生をかけがいのないものとして等しく尊重します。  
私達は、ご利用者の思いに寄り添い、ご利用者の利益に最善を尽くします。  
私達は、豊かな人間性と高い専門性を磨き、最高の質を追求し続けます。  
私達は、地域に愛され、地域に誇れる法人創りを目指します。

- (8) 開設年月日 昭和57年6月1日  
※特別養護老人ホーム皆楽園の開設年月日
- (9) 入所定員 10人
- (10) 営業日 年中無休

### 3 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、ご利用者もしくはご親族と協議のうえ、決定するものとします。

居室・設備の種類	室数
1人部屋	10室
食堂	2室

浴室	3室
医務室	1室
静養室	1室

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置基準	
	人数	配置要件
一 施設長（管理者）	1名	常勤
二 医師	必要数	
三 生活相談員	1名以上	1名は常勤
四 介護支援専門員	1名以上	1名は常勤
五 介護職員＋看護職員	34名以上	常勤換算
（看護職員）	3名以上	常勤換算（1名は常勤）
六 機能訓練指導員	1名以上	常勤
七 管理栄養士又は栄養士	1名以上	常勤
八 調理員	適当数	
九 事務員	適当数	
十 その他の職員	適当数	

※上記の職員は、特別養護老人ホーム皆楽園の職員を兼務しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	火・水・金…13:30～15:30（その他必要時）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝／ 7:30～ 9:30／ 6名 日中／ 9:30～18:30／ 20名 夜間／18:30～ 7:30／ 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝／ 8:00～ 9:00／ 1名 日中／ 9:00～18:00／ 3名 夜間／18:00～18:30／ 1名
4. 機能訓練指導員	月曜日～金曜日／ 8:30～17:30

※土曜日、日曜日については、上記と異なる場合があります。

## 5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスには、以下の2種類があります。

### (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス

#### ★介護給付によるサービス

入浴	入浴または清拭を週2回以上行います。 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護師が、健康管理を行います。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

#### ★その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件
療養食加算（23円）	医師の指示に基づく療養食を提供した場合

※（ ）内の金額は、1日あたりのご利用者負担額です。

※管理栄養士加算、栄養士加算、機能訓練体制加算は、記載を省略しております。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

<p>★食事の提供に要する費用・・・朝食385円、昼食535円、夕食525円 利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。</p> <p>当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂等にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>食後は状態や状況に応じて毎食口腔ケアを援助します。</p> <p>（食事時間）</p> <p>朝食／ 7：30～ 8：30          昼食／11：30～12：30          夕食／17：30～18：30</p>
<p>★居住に要する費用</p> <p>従来型個室1,171円（1日あたり）</p>

<p>この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室を利用される方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。</p>
<p>★特別な食事の提供に要する費用 要した費用の実費 ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。</p>
<p>★理美容代・・・要した費用の実費 月に1回、理容師又は美容師の出張による理美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。</p>
<p>★貴重品の管理 当施設では、貴重品の管理は実施しておりません。</p>
<p>★レクリエーション、クラブ活動・・・材料材などの実費 ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。</p>
<p>★複写物の交付・・・1枚につき10円 ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物の交付を必要とされる場合は上記の料金が必要となります。</p>
<p>★日常生活上必要（希望）となった場合の諸費用・・・実費 教養娯楽品、介護保険適用外の医療物品、また居室でのテレビ設置を希望される場合（1日¥10円）については実費負担をお願いします。 但し、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担いただく必要はありません。</p>

※以上の詳細については、別紙1をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 原則として金融機関口座からの自動引き落としを行います。そのため、所定の用紙に記入が必要です。

イ. 自動引き落とし以外の場合は事務所窓口に来園し現金のお支払いをお願いします。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力病院

公立那賀病院	紀の川市打田 1282
稲穂会病院	紀の川市粉河 756-3
殿田胃腸肛門病院	岩出市宮 117-7
医療法人裕紫会中谷病院	和歌山市鳴神 123-1
皆楽園診療所	岩出市西国分 668

協力歯科医療機関

西歯科医	和歌山県岩出市西野 81-1
------	----------------

## 6 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
⑦事業者から契約解除を申し出た場合

### (1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の10日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、契約終了することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご利用者が特別養護老人ホーム等へ入所された場合
③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります

す。

①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 7 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### （1）事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）坂中 務 <施設副課長>

○苦情受付窓口（担当者）高津 誠幸 <介護主任>

○苦情受付窓口（担当者）中辻 嘉子 <介護支援専門員>

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

また、電話、ファックスでも受け付けています。

○電話：0736-63-0250

○ファックス：0736-63-1847

### （2）行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	電話番号：073-427-4665
和歌山県運営適正化委員会	電話番号：073-435-5527
岩出市生活福祉部 長寿介護課	電話番号 0736-62-2141
紀の川市保健福祉部 高齢介護課	電話番号 0736-77-0980
和歌山市健康福祉局 保険総務部介護保険課	電話番号 073-435-1190

## 8 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

①【速やかな連絡】 事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡します。また、地方公共団体など関係機関にもご連絡します。
②【事故の状況を報告】 調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

③【改善策の検討と実践】 発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止策を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。
④【誠意をもって対応】 事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
⑤【損害補償】 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。

## 9 非常災害時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム皆楽園消防計画」にのっとり対応をおこないます。
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホーム皆楽園消防計画」にのっとり、年2回の座学研修の他、所轄官庁立ち会いのもとで年1回の夜間想定避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源を完備しています。またカーテンや布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	消防計画を作成し、所轄官庁へ届け出済みです。

## 10 身体拘束禁止について

- (1) 当施設は、施設サービスの提供に当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) 緊急やむを得ない場合とは、次の三つの条件をすべて満たすことが必要である。
  - ア 入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
  - イ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
  - ウ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 11 第三者評価の実施について

当施設では提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。



令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

指定介護老人福祉施設 皆楽園

説明者職名 \_\_\_\_\_

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

■多床室・従来型個室利用時の利用者負担額（日額：円） ※介護保険給付費額を除いた金額

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付サービスによる料金					
①サービス利用に係る利用者負担額	603	672	745	815	884
その他の介護保険の給付対象とならないサービス					
②食事に係る負担額	(注1)				
利用者負担段階 第1段階	300				
利用者負担段階 第2段階	600				
利用者負担段階 第3段階 ①	1,000				
利用者負担段階 第3段階 ②	1,300				
利用者負担段階 第4段階以上	1,445				
③居住に係る自己負担額(注1)	従来型個室				
利用者負担段階 第1段階	320				
利用者負担段階 第2段階	420				
利用者負担段階 第3段階	820				
利用者負担段階 第4段階以上	1,171				

(注1) 利用者負担段階第1段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、老人福祉年金を受給している方。又は生活保護の方。  
 利用者負担段階第2段階とは、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。  
 利用者負担段階第3段階①とは、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額が年間120万円以下の方。  
 利用者負担段階第3段階②とは、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額が年間120万円超の方。  
 利用者負担段階第4段階以上とは、上記以外の方。

<上記利用者負担額に加算又は減算される金額> ※加算は現時点において算定する項目のみ記載しています。

●送迎加算(184円/片道)が加算される場合があります。

※利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて、送迎を行うことが必要と認められ、かつ送迎が実施された利用者に加算されます。

●サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(18円/日)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60%以上である場合に加算されます。

●看護体制加算Ⅰ(4円/日)常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

●看護体制加算Ⅱ(8円/日)看護職員を常勤換算方法で入所者数25又はその端数を増すごとに1名以上配置しており、当該施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している場合に加算されます。

●夜勤職員配置加算(13円/日)朝、夕の時間帯に職員を手厚く配置している場合に加算されます

●機能訓練指導員加算 → (12単位/日)専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置している場合に算定されます。

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(サービス料の8.3%/日)※介護職員処遇改善のために加算されます。

●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(サービス料の2.7%/日)※職員処遇改善のために加算されます。

●新設 介護職員等ベースアップ等支援加算(サービス料の1.6%/日)※介護職員等のベースアップのために加算されます。

◎緊急短期入所受入れ加算(90円/日)が加算される場合があります。

※利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に緊急短期入所受入れ加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に加算することが出来る。

◎長期利用者に対する短期入所生活介護 ⇒ -30単位/日

※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合に減算を行う。

※利用料については(①+上記の加算)×1ヶ月利用日数(日割り加算は除く)×(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算+介護職員等ベースアップ等支援加算)×地域区分係数(1.000)+③食費+④居住費